

○職員等の旅費に関する条例

平成7年11月1日
条例第18号

改正 平成15年7月22日 条例第5号
平成18年3月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

2 組合が職員等に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する職員をいう。

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行することをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が組合の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等に対し旅費を支給する。

3 前2項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めのある場合、その他組合費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給することができる。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のためすでに支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 前条に規定する旅行は、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道旅行について、その路程に応じ次に掲げる旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給する。

(1) 旅客運賃は、その乗車に要する旅客運賃とする。

- (2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で、同一列車の旅行区間が50キロメートル以上の場合、前号に規定する旅客運賃のほか、普通急行料金を支給する。
- (3) 特別急行列車を運行する路線による旅行で、同一列車の旅行区間が75キロメートル以上の場合、第1号に規定する旅客運賃のほか、特別急行料金（新幹線を運行する路線については、新幹線特別急行料金）を支給する。
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行で、同一列車による旅行区間が75キロメートル以上の場合、第1号に規定する旅客運賃及び第2号又は第3号に規定する料金のほか、座席指定料金を支給する。

(船賃)

第8条 船賃は、水路旅行について、その路程に応じ次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）を支給する。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合においては、下級（3階級に区分されている場合は、中級をいう。）の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合においては、その乗船に要する運賃

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第10条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ別表第1に定める1キロメートル当たりの定額により支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

(日当)

第11条 日当は、旅行中の日数に応じ別表第1に定める1日当たりの定額により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域への旅行の場合においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、日当は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、旅行の性質上日当を支給することが適当でないと認められる場合は、その一部又は全部を支給しないことができる。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表第1に定める1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料は、水路旅行の夜数に応じ別表第1に定める1夜当たりの定額により支給する。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第14条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、別表第2に定める一定距離当たりの定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転について、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額を加算して支給する。

第15条 削除

(日額旅費)

第16条 旅行のうち、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため旅行する場合については、第6条に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が管理者と協議して定める。

(管内出張旅費)

第17条 但馬管内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

- (1) 公共交通機関を利用した場合 その実費相当額

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費相当額

(旅費の特例)

第18条 職員が特別職の職員に同行して旅行するときは、その間の宿泊料は、特別職の職員と同額を支給する。

(旅費の計算)

第19条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第20条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについては1日の割合をもって通算した日数を越えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第21条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数10日を超える場合には、その超える日数について定額の1割、滞在日数20日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の請求手続)

第22条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その旅費の必要が明らかにならなかった部分の金額の支給を受けることができない。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の例に準じて、その都度旅行命令権者が管理者と協議して定める額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない部分の旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成15年7月22日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月1日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第10条、第11条、第12条、第13条関係）車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区 分	金 額
車 賃（1キロメートルにつき）	37円
日 当（1日につき）	2,600円
宿 泊 料（1夜につき）	11,800円
食 卓 料（1夜につき）	2,600円

別表第2（第14条関係）移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以 上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以 上500キロメートル未満
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円
鉄道500キロメートル以 上1,000キロメートル未 満	鉄道1,000キロメートル 以上1,500キロメートル 未満	鉄道1,500キロメートル 以上2,000キロメートル 未満	鉄道2,000キロメートル 以上
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。